

[共同研究]

契約と規制

共同研究者

代表 小林 信 治 (日本大学経済学部教授)

大庭 繁 美 (元日本大学大学院経済学研究科博士後期課程)

はしがき

つぎの2編の論文は、日本大学経済科学研究所共同研究プロジェクトとして実施した「契約と規制」において得られた研究成果の一部に基づくものである。このプロジェクトは、非対称的情報の下で、プリンシパルとエージェント、たとえば、政府（規制当局）と被規制企業との間におけるインセンティブに関する諸課題を分析し、最適な契約設計について考察することを目的としたものである。この研究プロジェクト実施の背景には、過去数十年にわたって、特殊法人改革、郵政民営化、財政投融资改革等が行なわれた結果、新たな制度・規制が設けられてきたことがある。しかしながら、こうした制度設計がなされるにあたり、経済学的に十分な考察が行われてきたとは必ずしも言えない。今後、引き続き新たな制度設計が行われる際には、被規制企業のインセンティブ等について経済理論に基づいた十分な考察を行う必要がある。したがって、プリンシパルとエージェントとの間に情報の非対称性が存在する状況において、最適な制度、契約について考察することは極めて重要な課題であると言える。

本研究プロジェクトにおいては、非対称的情報の下で、複数の企業が財、サービスを提供する産業について最適な産業構造の問題を考察した。とくに、複数の企業が存在する場合において、最適な残余請求者および最適なモニタリング手法について考察した。また、本プロジェクトにおいては、私的情報を有するエージェントが、その私的情報に関するシグナルを伝達する場合に費用を必要とするケースについて、均衡における契約の特徴について考察した。

小林論文は、私的情報を有するエージェントが、その私的情報を伝達する場合に費用を要するケースについて、均衡契約の特徴を明らかにしている。本論文は、アドバース・セレクションとモラル・ハザードが存在する下で、エージェントが私的情報をプリンシパルに伝える場合に費用を要するケースについて、情報の操作の可能性が存在する場合における契約の考察を行ったものである。シグナルの送付に費用を要するとき、その費用関数が一定の性質を有する場合には、あるタイプのエージェントは、均衡において、シグナルを送付する可能性のあることが示されている。この研究は、情報伝達の費用がエージェントのタイプにどのように関係しているかが重要であることを示している。

大庭論文は、高速道路等建設の大規模プロジェクトに関する契約については、複数の企業がかかわることに着目し、複数のエージェントが存在する場合において、残余請求権の選択と最適産業構造の問題を考察したものである。本論文においては、産業構造に関して、分散的な産業構造と統合的な産業構造が比較されている。各産業構造について、政府が残余請求者であり、インプット・モニタリングを行な

う場合、および、企業が残余請求者であり、インプット・モニタリングを行なう場合についての分析がなされている。本論文は、プリンシパルである政府が、分散的産業、または、統合的産業の場合に最も高いペイオフを得ることが可能となる条件を導出している。また、本論文では、政府は自らが残余請求者となりインプットをモニタリングすることで、最大のペイオフを得ることが示されている。

(謝辞)

本プロジェクトは、日本大学経済科学研究所から研究費の援助を得て実施されたものである。ここに感謝の意を表する。

(小林信治稿)